

白石市農林関係支援事業一覧

白石市では下記のとおり農林関係の主な補助事業をご用意しております。なお、支援事業をご希望の方は事前に農林課までご相談ください。

【補助金】〈新規就農者向け〉

No	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率（額）
1	新規就農者経営開始資金	次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、就農準備段階や、経営開始時の早期の経営確率を支援する事業	<p>【対象者】 独立・自営就農時に49歳以下の者</p> <p>【要件】 ※①～④の要件を満たす者（経営継承の場合、⑤も含む） ①独立・自営就農する認定新規就農者であること ②経営開始5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること ③目標地図に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること ④原則、前年の世帯所得が600万以下であること ⑤経営を継承する場合、経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市長に認められること</p>	13.75万円/月（165万円/年）を最長3年間
2	新規就農者経営発展資金	新規就農者に対する経営発展のための機会・施設等の導入を親元就農を含めて支援する事業	<p>【対象者】 49歳以下の認定新規就農者</p> <p>【支援内容】 機械・施設等の導入（機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等が対象）に対する支援</p> <p>【要件】 ※①～④の要件を満たす者（親元就農の場合、⑤も含む） ①独立・自営就農する認定新規就農者であること ②経営開始5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること ③目標地図に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること ④機械・施設等の取得費用等（本人負担分）について、金融機関から融資を受けていること ⑤親元就農の場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）であること</p>	<p>・国費上限500万円（経営開始資金の交付対象者は上限250万円） ・国の補助上限1/2 ※都道府県支援分の2倍を国が支援</p> <p>例）1,000万円の機械を購入 A：経営開始資金を未使用 国費補助：500万円 県費補助：250万円 本人負担：250万円（融資）</p> <p>B：経営開始資金を使用 国費補助：250万円 県費補助：125万円 本人負担：625万円（融資）</p>

【補助金】 〈団体向け〉

No	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率（額）
1	中山間地域等直接支払交付金	農業生産条件の不리한中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する事業	【対象地域】 ①特定農山村法等において指定されている山村地域（通常地域） ②①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域（特認地域） 【対象者】 集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等 【対象農用地】 ①急傾斜地（田：1/20以上、畑・草地・採草牧草地：15°以上） ②緩傾斜地（田：1/100以上1/20未満、畑・草地・採草牧草地：8°以上15°未満）等	交付単価10a当たり 田 急傾斜：21,000円 緩傾斜：8,000円 畑 急傾斜：11,500円 緩傾斜：3,500円 草地 急傾斜：10,500円 緩傾斜：3,000円 草地比率の高い草地(寒冷地) ：1,500円 採草牧草地 急傾斜：1,000円 緩傾斜：300円
2	多面的機能支払交付金事業交付金	現在、農村地域の過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。このような状況を踏まえ、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に対し、補助をします。	<農地維持支払交付金> 【対象者】 農業者のみで構成される活動組織、または農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織 【要件】 水路・農道等の維持管理といった地域資源の基礎的な保全活動を実施すること <資源向上支払交付金（共同活動）> 【対象者】 農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織 【要件】 農地維持支払交付金の活動と併せて、施設の機能診断や軽微な補修、農村環境保全活動を実施すること	交付単価10a当たり 〈農地維持支払〉 田3,000円、畑2,000円 〈資源向上支払（100%単価）〉 田2,400円、畑1,440円 ※5年以上継続地区については上記単価の75% ※多面的機能の増進を図る活動に取り組めない地区は上記単価の5/6
3	環境保全型農業直接支払交付金	環境保全により効果の高い営農活動の普及推進を図っていくため、有機農業や堆肥の施用等の環境保全型農業に取り組む経費について補助をします。	【対象者】 農業振興地域内の農地で、国の環境保全型農業直接支払交付金の交付対象となる活動を実施している農業者が組織する団体等 【要件】 ・自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動を実施すること ・主作物について販売を目的に生産を行っていること ・環境負荷低減のチェックシートの各取組にチェックした上で提出すること	有機農業 14,000円以内/10a 堆肥の施用 3,600円以内/10a 等 ※取組内容によって交付単価が異なります。 詳しくは国または県HPをご参照ください。

【補助金】 〈個人向け〉

No	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率（額）
1	白石市農業振興事業補助金	農業の担い手減少の抑制を図るため、地域計画に「農業を担う者」として掲載されている方が、農業経営の維持に必要な農業機械の購入及び農業施設の整備に関する経費のうち、国及び県の補助対象とならない経費に対して、予算の範囲内において白石市農業振興事業補助金を交付します。	【補助対象者】 ※下記のすべてに該当する者 1. 市内に住所を有し、市内において営農していること 2. 地域計画に「農業を担う者」として掲載されていること、又は掲載されることが確実と認められること。 3. 補助金交付後、5年以上営農を継続する意思があり、かつ市税等に滞納がないこと。 【補助対象経費】 購入費が100万円以上の農業機械及び農業施設 ※消費税及び地方消費税相当額を含めない額	補助対象経費の2分の1以内 (補助上限額100万円)
2	白石市循環型農業推進モデル事業補助金	農業が環境保全を重視したもののへ転換を図るため、農業生産に生分解性マルチを導入する農業団体および農業者に対して、購入経費の補助をします。	【対象者】 市内に住所を有し、市内において農業を営む者 (ただし、市税滞納がない者) 【対象経費】 生分解性マルチの購入に要する費用 【要件】 生分解性マルチを使用する面積が10アール以上	対象経費の1/3以内 (ただし、補助限度面積は1ha以内)
3	白石市農林作物鳥獣被害防止対策事業補助金	電気柵やワイヤーメッシュ柵など、鳥獣の侵入防止を目的とした資材の購入経費の補助をします。	【対象者】 市内の農用地において被害防止対策を実施しようとする者 (ただし、市税に滞納がなく、同一年度内に補助金交付を受けていない者) 【対象経費】 資材の購入費用（電気柵、ワイヤーメッシュ柵は5万円から） ※設置に要する労務費などは補助対象外	対象経費の1/2以内 (電気柵、ワイヤーメッシュ柵は限度額20万円、箱わなは限度額5万円)
4	狩猟免許取得費助成金	免許の取得にあたり、受験手数料と講習会受講手数料の補助をします。	【対象者】 市内に住所を有し、有害捕獲に参加する意欲がある者。また年度内に狩猟免許を取得し、猟友会の会員または入会予定の者 【対象経費】 宮城県・猟友会実施の狩猟免許試験の受験手数料、猟銃の所持許可に係る講習会の受講手数料 ※補助対象はわな猟免許、第一種狩猟免許のみ	対象経費全額

【融資】※融資事業につきましては、各金融機関で受付し、申請を行います。

No	事業名	事業の内容	対象者・対象経費等	補助率（額）
1	農業災害対策資金 【融資機関】みやぎ仙南農業協同組合	災害等により被害や費用負担等を受けた農林業者に必要な資金を低金利で融通し、営農意欲の増進と農林業経営の再建を図る資金制度	【対象者】 災害等により被害又は影響を受け農林業経営の維持が困難となる恐れがある個人及び法人で、居住する地域の市町村長の被害等認定を受けた者 【償還期間】 5年以内（うち据置1年以内）ただし、個人で150万円を超える貸し付けの場合は、7年以内（うち据置1年以内） 【参考HP】 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosin/saigaitaisaku_shikin2024.html	【貸付限度額】 600万円（農林業所得が総所得の過半に満たない場合300万円） 【貸付利率】 災害の都度、知事が定める
2	農業近代化資金 【融資機関】みやぎ仙南農業協同組合 農林中央金庫仙台支店 宮城県農業信用基金協会	意欲と能力を持つ農業を営む者等に対し、経営改善に必要な施設資金等を円滑に融通するため、長期かつ低利の資金を融通する制度	【対象者】 ・農業を営む者（認定農業者、認定新規農業者、経営主以外の農業者、一定の要件を満たす団体） ・農業協同組合 ・その他 【償還期間】 ・認定農業者等15年（うち据置7年以内） ・認定新規就農者17年（うち据置5年以内） ・その他の農業者等15年（うち据置3年以内） ・農業協同組合等15年（うち据置3年以内） 【参考HP】 https://www.pref.miyagi.jp/site/seidokinyuu/kinyuu-nou-kindaika.html	【貸付限度額】 個人：1,800万円（知事特認2億円） 法人等：2億円 農業協同組合等：15億円 【貸付利率】 1.90% ※R7年7月18日時点
3	農業経営基盤強化資金 （スーパーL資金） 【融資機関】日本政策金融公庫	農業経営改善計画等に基づき小売りいつ的・安定的な経営体を目指す認定農業者に対して、経営改善を図るために、必要な設備資金及び長期運転資金を融資する制度	【対象者】 認定農業者 【償還期間】 25年以内（うち据置期間10年以内） 【参考HP】 県 https://www.pref.miyagi.jp/site/seidokinyuu/kinyuu-nou-eru.html 公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_30.html	【貸付限度額】 個人：3億円 法人：10億円（特認20～30億円） 【貸付利率】 1.05～1.9% ※R7年7月18日時点
4	農業経営改善促進資金 （スーパーS資金） 【融資機関】みやぎ仙南農業協同組合	農業経営改善計画等に基づき効率的・安定的な経営体を目指す認定農業者に対して資金面から支援するための短期運転資金制度	【対象者】 認定農業者 【償還期間】 1年以内 【参考HP】 https://www.pref.miyagi.jp/site/seidokinyuu/kinyuu-nou-esu.html	【貸付限度額】 個人：500万円（※2,000万円） 法人：2,000万円（※8,000万円） ただし、農業経営改善計画の達成に見合った借入であること ※畜産、施設園芸を含む経営の場合 【貸付利率】 1.9% ※R7年7月18日時点
5	青年等就農資金 【融資機関】日本政策金融公庫	農業経営を開始する際の施設や機械の取得に必要な無利子の長期資金を融資する制度	【対象者】 認定新規就農者 【償還期間】 17年以内（うち据置5年以内） 【参考HP】 県 https://www.pref.miyagi.jp/site/seidokinyuu/kinyuu-nou-syunou.html 公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/seinen.html	【貸付限度額】 3,700万円（特認1億円） 【貸付利率】 無利子

【その他】

No	事業名	事業の内容	対象者・支援内容等	備考
1	共同利用機械	生産者の機械利用経費の低減及び作業の効率化を図るため、共同利用機械（ロータリー付きトラクター、ロールベアラー、ジャイロレーキ、スライドモア）を貸し出す制度	<p>【対象者、対象箇所】 市内に農地を有する農業者、法人及び団体等 貸出対象農地は市内の農地のみ</p> <p>【対象作業】 ①耕耘作業、②草刈作業、③稲わら収集作業</p> <p>【利用料金】 ①②③ 機械代 3,000円（10aあたり） オペレーター代 10,000円（1日あたり） 燃料代（軽油） 満タン返却（利用者負担） 脱着料・運搬料 別途見積りに応じて変動</p> <p>③ ネット代（ロールベアラー使用時） 180円（1ロールあたり） ③ ジャイロレーキ（単体貸出） 5,000円（1日あたり）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ジャイロレーキ以外の機械については、作業の安全を図るため、単体での貸出は行っておりません。 ・ネットは事務局が準備したものの以外は使用不可
2	市民農園	農業者以外の者が野菜や花等を栽培して、自然にふれ合うとともに、農業に対する理解を深めるため、農地を貸付るもの	<p>【対象者】 市内に居住し、かつ市税等を完納している者</p> <p>【貸出期間】 4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>【貸出料金】 1区画（40㎡）当たり年間5,000円。 （ただし、年度途中からの場合は月割計算となる）</p> <p>【貸出条件等】 ・営利目的の栽培はできないこと ・草花、単年度野菜等の栽培以外の用途の利用ができないこと等</p>	